

2.12 使用済燃料共用プール設備

2.12.1 基本設計

2.12.1.1 設置の目的

使用済燃料共用プール設備は、燃料の適切な貯蔵を目的として運用補助共用施設内に設け、燃料貯蔵設備と燃料取扱設備等で構成する。

燃料貯蔵設備は、使用済燃料共用プール（以下、「共用プール」という。）、共用プール冷却浄化系、共用プール補機冷却系、共用プール補給水系等で構成する。

共用プール冷却浄化系は、ポンプ、熱交換器、ろ過脱塩装置、補助機器等で構成する。

燃料取扱設備は、燃料取扱装置及び共用プールで取り扱う構内用輸送容器、使用済燃料乾式貯蔵容器（以下、「乾式貯蔵キャスク」という。）及び使用済燃料輸送貯蔵兼用容器（以下、「輸送貯蔵兼用キャスク」という。）で構成する。なお、これら容器については、「Ⅱ.2.11」、「Ⅱ.2.13」及び「Ⅱ.2.31」に記載する。

その他設備として天井クレーン、使用済燃料輸送容器除染設備、共用プール建屋廃液移送系等がある。

また、共用プールに、1～4号機原子炉建屋内の使用済燃料プールに貯蔵中の使用済燃料及び新燃料、5,6号機原子炉建屋内の使用済燃料プール及び炉内に貯蔵中の使用済燃料（合計5,936体※）の受け入れを計画している。

その中には、震災前から使用済燃料プールに貯蔵されている変形燃料や破損燃料、震災時に破損した可能性のある燃料が含まれている。変形燃料の貯蔵にあたっては、変形の程度に対して、物理的に貯蔵できるとともに、臨界を防止することが必要である。また破損燃料の貯蔵にあたっては、破損形態に応じて、放射性物質の拡散を抑制するとともに、燃料の形状が維持されていない場合でも臨界を防止することが必要である。

このため、上記の燃料の貯蔵を目的とした使用済燃料貯蔵ラックを設置する。

なお、5,6号機原子炉建屋内の使用済燃料プールに貯蔵中の使用済燃料及び新燃料を除く炉内燃料の共用プールへの受け入れ計画を踏まえて、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備（「Ⅱ.2.13」に記載）の増設を計画している。

※ 5,6号機原子炉建屋内に貯蔵中の新燃料は含まない

2.12.1.2 要求される機能

原則、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」指針49から51に適合すること。

2.12.1.3 設計方針

(1) 未臨界性

共用プールは、容量いっぱい燃料集合体を収容した場合でも、通常時はもちろん、予想される外的条件が加わっても未臨界性を確保できる設計とする。

(2) 冷却及び浄化能力

共用プール冷却浄化系は、共用プール内に貯蔵する使用済燃料から発生する崩壊熱を除き、かつ共用プール水の不純物を除去できる能力を持つ設計とする。

使用済燃料の崩壊熱は、共用プール冷却浄化系の熱交換器によって、共用プール補機冷却系へ伝えられ、同系の空気冷却器によって大気に伝えられる設計とする。

(3) 非常用補給能力

津波等により外部電源が喪失した場合にも、共用プール補給水系を用いて共用プール水の補給ができる設計とする。

(4) 貯蔵容量

炉心全装荷量（1～6号機炉心全装荷量の合計）の約200%貯蔵できる容量を超えない容量とする。

(5) 遮へい

共用プール及びキャスク・ピット内の壁面及び底部はコンクリート壁による遮へいを施すとともに、使用済燃料の上部には十分な水深を保つことにより、遮へい効果を有する設計とする。

燃料取扱装置は、構内用輸送容器、乾式貯蔵キャスクまたは輸送貯蔵兼用キャスクと共用プール間の使用済燃料の移送操作及び収容操作が、使用済燃料の遮へい及び熱除去を考慮して、水面下で行うことができる設計とする。

(6) 漏えい防止及び漏えい検知

共用プール水の漏えいを防止するため、共用プール及びキャスク・ピットには排水口を設けない設計としている。また、共用プールに接続された配管が破損しても、共用プール水が流出しない設計としている。

また、万一の共用プール・ライニングの想定される破損による漏えいを検知するため漏えい水検出計及び水位警報装置を設ける。

(7) 構造強度

燃料取扱装置及び貯蔵設備は、地震荷重等の適切な組合せを考慮しても強度上耐え得るよう設計する。

また、共用プールのライニングは、万一の燃料集合体の落下時にも共用プールの機能を失うような損傷を生じない設計とする。

(8) 落下防止

使用済燃料貯蔵ラック上には、重量物を吊った天井クレーンは通過させないようにし、重量物の貯蔵燃料への落下を防止できる設計とする。

燃料取扱装置の燃料つかみ機は、二重のワイヤや種々のインター・ロックを設け、また天井クレーンの主要要素は種々の二重化を施すことにより移送中の燃料集合体等の落下を防止できる設計とする。

(9) 除染

構内用輸送容器等の除染ができるようにする。

(10) 被ばく低減

燃料取扱装置及び燃料貯蔵設備は、放射線業務従事者の被ばくを合理的に達成できる限り低くするため、運用補助共用施設の建屋内に設置し、換気空調設備を有する設計とする。

(11) 燃料取扱場所のモニタリング

燃料取扱場所は、崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態及び過度の放射線レベルを検出できるとともに、これを適切に放射線業務従事者に伝える設計とする。

(12) 格納及び空気浄化

貯蔵設備は運用補助共用施設の建屋内に設置し、換気空調設備を有する設計とする。

(13) 試験可能性

燃料取扱装置及び燃料貯蔵設備のうち安全機能を有する構築物、系統及び機器は、定期的に試験及び検査ができる設計とする。

(14) 火災防護

共用プール施設は、火災により共用プール施設の安全性が損なわれないようにする。

2.12.1.4 供用期間中に確認する項目

- (1) 共用プール水温が 65℃以下であること。
- (2) 共用プールへ冷却水を補給できること。
- (3) 共用プールがオーバーフロー水位付近にあること。

2.12.1.5 主要な機器

運用補助共用施設平面図を図 2.12-1～5 に、共用プール概要図を図 2.12-6, 7 に示す。

(1) 共用プール

- a. 共用プールは、鉄筋コンクリート造の設備で運用補助共用施設内にあり、1～6 号機原子炉建屋内の使用済燃料プールまたは炉内で 19 ヶ月以上冷却された使用済燃料（7×7 燃料※1, 8×8 燃料, 新型 8×8 燃料, 新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料, 高燃焼度 8×8 燃料及び 9×9 燃料）及び 1～4 号機原子炉建屋内の使用済燃料プール内の新燃料（9

×9 燃料※2) を貯蔵し、貯蔵容量は炉心全装荷量 (1~6 号機炉心全装荷量の合計) の約 200%である。なお、乾式貯蔵キャスク仕立て時に発生するチャンネルボックス等も共用プールに貯蔵する。

※1 共用プール内の使用済燃料貯蔵ラックにおける未臨界性の評価は、使用済燃料の中性子無限増倍率を新燃料およびいかなる燃焼度の燃料を貯蔵しても十分安全側の評価を得るように 1.30 を仮定している。7×7 燃料の炉心内装荷状態における燃料未照射状態から燃料寿命末期において最も大きい中性子無限増倍率は 1.30 を下回るため、既存の評価に包含される。従って、7×7 燃料を燃料貯蔵ラックに貯蔵した場合でも臨界にはならない。なお、4 号機の使用済燃料貯蔵プールに存在する 7×7 燃料は、チャンネルボックス等の変形により使用済燃料貯蔵ラック (90 体) に貯蔵する事は適さないため、使用済燃料貯蔵ラック (49 体) に貯蔵する。

※2 使用済 9×9 燃料を共用プール内の燃料貯蔵ラックに貯蔵した場合の未臨界性は既存の設置許可において確認されている。使用済 9×9 燃料の未臨界評価においては、燃料未照射状態から燃料寿命末期において最も反応度が高い状態を包絡するような評価を行っていることから、新燃料を燃料貯蔵ラックに貯蔵した場合でも臨界にはならない。

- b. 使用済燃料貯蔵ラックは、ステンレス鋼を使用するとともに、適切な燃料間距離を保持することにより、容量いっぱい燃料を収容し、共用プール水温及びラック内燃料貯蔵位置等について想定される厳しい状態を仮定しても実効増倍率が 0.95 以下となる設計としている。また、使用済燃料貯蔵ラックの一部については、使用済燃料収納缶に入れた燃料を使用済燃料収納缶ごと貯蔵できる設計とする。使用済燃料収納缶は、変形、または破損燃料を使用済燃料収納缶内に収納して取扱うための吊上げ機能を持ち、また燃料の形状が維持されていない場合でも放射性物質の拡散を抑制する。
- c. 共用プール、キャスク・ピット壁の厚さ及び水深は遮へいを考慮して十分確保し、内面はステンレス鋼でライニングするとともに排水口を設けないことにより漏えいを防止している。また、万一の共用プール・ライニング及びキャスク・ピット・ライニングの想定される破損による漏えいを検知するため、漏えい水検出計及び水位警報装置を設ける。
- d. 燃料取扱場所においてガンマ線レベルを連続的に監視し、線量率が設定値を超えた場合には燃料取扱場所に警報を発するエリア放射線モニタを設ける。
- e. キャスク・ピットは、共用プールの横に別個に設け、万一のキャスクの落下事故の場合にも、共用プールの機能を喪失しない設計としている。また、万一の燃料集合体の落下時にも共用プールのライニングは機能を喪失しない設計としている。

(2) 共用プール冷却浄化系

共用プール冷却浄化系は、使用済燃料からの崩壊熱を共用プール補機冷却系により熱交換器で除去して共用プール水を冷却するとともに、ろ過脱塩装置で共用プール水をろ過脱塩して、共用プール及びキャスク・ピット水の純度及び透明度を維持する。

共用プール冷却浄化系は、1~6 号機原子炉建屋内の使用済燃料プールまたは炉内に 19

ヶ月以上冷却された使用済燃料及び炉内燃料を年間 900 体ずつ貯蔵容量いっぱいまで受入れた場合の使用済燃料から発生する崩壊熱の合計として定義する通常最大熱負荷を、この系の熱交換器で除去し、1 系列で共用プール水温がコンクリートの制限温度 65℃を超えない、また 2 系列で共用プール水温が現場作業環境を考慮した温度 52℃を超えない設計としている。

共用プールからスキマせきを越えてスキマ・サージ・タンクに流出する共用プール水は、ポンプで昇圧し、ろ過脱塩装置、熱交換器を通した後、共用プールのディフューザから吐出する設計としている。

共用プールに入る配管には逆止弁を設け、サイフォン効果により共用プール水が流出しない設計としている。

共用プール冷却浄化系は、スキマせきを越えてスキマ・サージ・タンクに流出する水をポンプで循環させるので、この系の破損時にも燃料プール水位はスキマせきより低下することはない。

なお、ろ過脱塩装置より発生する使用済イオン交換樹脂は、運用補助共用施設内の本設の沈降分離タンク（共用プールの設備寿命を 40 年として、発生する使用済イオン交換樹脂を収容できる容量として設計されている）で保管する。

また、本系統の電源は、外部電源喪失時に非常用所内電源からの受電が可能となっている。

(3) 共用プール補機冷却系

共用プール補機冷却系は、共用プールで発生する崩壊熱等を共用プール冷却浄化系の熱交換器等によって冷却除去するとともに、この系の空気冷却器によって大気へ伝える。

また、本系統の電源は、外部電源喪失時に非常用所内電源からの受電が可能となっている。

(4) 共用プール補給水系

共用プール補給水系は、通常時及び異常時に共用プール補給水貯蔵槽から共用プール補給水ポンプで昇圧し、共用プール水を補給する。

外部電源が喪失した場合にも、共用プール補給水系を用いて、共用プールへ水の補給ができる。また、長期停止した場合も消防車により共用プールへ水の補給が可能である。

なお、消防車については、ろ過水タンク等（ろ過水タンク：T.P. 約 39m、純水タンク：T.P. 約 8m）の真水を水源とする。

(5) 燃料取扱装置

燃料取扱装置は、共用プール及びキャスク・ピットの上に設けるレール上を水平に移動するブリッジと、その上を移動するトロリで構成する。

また、燃料つかみ機は、二重のワイヤや種々のインター・ロックを設ける。燃料取扱作業による放射線業務従事者の被ばくを低減するため、燃料取扱装置は、遠隔自動で運転できるようにしている。

(6) 天井クレーン

天井クレーンは、構内用輸送容器、乾式貯蔵キャスクまたは輸送貯蔵兼用キャスクの運搬等に使用する。

また、天井クレーンの主要要素は、種々の二重化（主巻装置のワイヤーロープ、ドラム等）を施しており、使用済燃料貯蔵ラック上には、重量物を通過させないように、天井クレーンにインター・ロックが設けられている。

(7) 使用済燃料輸送容器除染設備

使用済燃料輸送容器除染設備は、構内用輸送容器、乾式貯蔵キャスクまたは輸送貯蔵兼用キャスクの除染を行うため、共用プールに隣接して設けている。

(8) 燃料貯蔵区域換気空調系

燃料貯蔵区域換気空調系は、送・排風機、フィルタ等で構成する。共用プールの管理区域に供給された空気は、フィルタを通した後、排風機により排気口から大気に放出する。

(9) 使用済燃料輸送容器保管エリア

使用済燃料装填前あるいは装填後の構内用輸送容器、乾式貯蔵キャスク及び輸送貯蔵兼用キャスクを必要に応じて一時保管するため、運用補助共用施設内に使用済燃料輸送容器保管エリアを設けている。

(10) 電源

使用済燃料共用プール設備の電源は所内高圧母線から受電できる構成とする。また、外部電源喪失の場合でも、非常用所内電源からの供給が可能な構成とする。

なお、全交流電源喪失の場合でも電源車（「Ⅱ.2.7」に記載）により、使用済燃料共用プール注水機能を維持する機器に対して電源を供給できる構成とする。

(11) 共用プール建屋廃液移送系

共用プール建屋廃液移送系はポンプ、タンク、配管等で構成され、運用補助共用施設内で発生する廃液を雑固体廃棄物減容処理建屋（以下、高温焼却炉建屋）へ移送する。

2.12.1.6 自然災害対策等

(1) 津波

東北地方太平洋沖地震では、共用プール冷却浄化系、共用プール補機冷却系及び共用プール補給水系について、地下階に設置されていた電源設備以外のポンプ等の設備は床面より高い位置に設置されていたことにより被害は生じなかったが、地下階に設置されていた電源盤等が浸水による被害を生じたため冷却機能を喪失した。

このため、余震により想定される津波対策としての仮設防潮堤の設置に加え、建屋の防水性向上対策等を行う。

まずは地下階の防水性向上対策としてトレンチ開口部を閉塞し、地下階の電源盤等の浸水による電源喪失リスクを低減させることで、冷却機能喪失リスクを低減している。また、建屋の浸水を抑えるために床・壁等の開口部の防水性向上対策を行っている。

屋外に設置している共用プール建屋廃液移送系の一部配管は仮設防潮堤内に設置する。また、仮設防潮堤の高さを上回る津波の襲来に備え、大津波警報が出た際は廃液移送設備を停止することにより、設備損傷による影響が最小限になるよう対策を図る。

(2) 火災

復旧した火災報知設備及び消火設備により、火災の早期検知、消火活動の円滑化を図る。

(3) 台風・竜巻

使用済燃料共用プール設備（共用プール建屋廃液移送系を除く）は、屋内に設置してあるため、台風・竜巻の影響を受けない。共用プール建屋廃液移送系は配管の一部を屋外に設置しているため、台風・竜巻時は移送設備の停止等を行い、設備損傷による影響が最小限になるよう対策を図る。

(4) 環境条件

使用済燃料共用プール設備は基本的に東北地方太平洋沖地震において被災した設備を復旧する計画としている。復旧後は以下の保守管理を実施し、設備の維持を図る。

- ・燃料取扱装置、天井クレーンについては使用前の点検及び定期的な点検を実施する。
- ・共用プール冷却浄化系、共用プール補機冷却系、共用プール補給水系、共用プール建屋廃液移送系、建屋躯体等については、当面は、定期的な巡視点検において状態を監視し、異常の兆候が確認された場合に対応を行うこととしている。

2.12.1.7 構造強度及び耐震性

使用済燃料共用プール設備の構造強度及び耐震性は以下の工事計画認可申請書等により確認している。ただし、共用プール建屋廃液移送系の一部配管を除く（添付資料-11参照）。

工事計画認可申請書（6資庁第2935号 平成6年4月27日認可）

工事計画届出書（総文発官5第1218号 平成6年4月13日届出）

運用補助共用施設共用プール棟の耐震壁および使用済燃料共用プール躯体について、基準地震動 S_s による耐震安全性評価を実施し、問題のないことを確認している。

2.12.1.8 機器の故障への対応

(1) 共用プール冷却浄化系の機器の単一故障

a. 共用プール冷却浄化系又は共用プール補機冷却系ポンプ故障

共用プール冷却浄化系又は共用プール補機冷却系ポンプが故障した場合は、現場に移動し、待機ポンプの起動を行い、使用済燃料共用プールの循環冷却を再開する。

b. 電源喪失

共用プール冷却浄化系の電源が外部電源喪失や所内電源喪失により喪失した場合、電

源の復旧に長時間を要しない場合は、電源の復旧により使用済燃料共用プールの循環冷却を再開する。

共用プール冷却浄化系ポンプ及び共用プール補給水ポンプの電源の復旧に長時間を要する場合は、予め免震重要棟付近（T.P. 約 35m）に待機している電源車を用いて共用プール補給水系の電源を復旧し、使用済燃料共用プールへの注水を行うと共に、必要に応じて予め免震重要棟西側（T.P. 約 35m）に待機している消防車の配備を行い、直接プールに注水を行うことにより、プール水位の異常な低下を防止する。

(2) 共用プール冷却浄化系の複数の系統・機器の同時機能喪失

地震、津波等により、万が一、共用プール冷却機能の複数の系統や機器の機能が同時に喪失した場合には、現場状況に応じて、予め免震重要棟西側（T.P. 約 35m）に待機している消防車の配備を行い、プール水位の異常な低下を防止する。共用プール冷却機能が停止してから、燃料の露出を確実に防止でき且つ水遮へいが有効とされる使用済燃料の有効燃料頂部の上部 2m に至るまでは最短でも約 19 日であることから、使用済燃料プールの冷却を確保することは可能である。

(3) 冷却機能喪失事象に対する評価

共用プール冷却機能の喪失評価を添付資料—6 に示す。

(4) 燃料集合体の落下

燃料集合体の落下評価を添付資料—7 に示す。

2.12.2 基本仕様

2.12.2.1 要求仕様

以下に要求仕様を示す。なお、福島第一原子力発電所 原子炉設置許可申請書に機器仕様を記載されているものは機器名称に※を記載する。

(1) 使用済燃料共用プール

容 量 6734 体

(使用済燃料共用プールについては、以下の工事計画認可申請書により確認している。

工事計画認可申請書 (6 資庁第 2935 号 平成 6 年 4 月 27 日認可))

(2) 使用済燃料貯蔵ラック

容 量 90 体

個 数 74

(使用済燃料貯蔵ラックについては、以下の工事計画認可申請書により確認している。

工事計画認可申請書 (6 資庁第 2935 号 平成 6 年 4 月 27 日認可))

(3) 使用済燃料貯蔵ラック

容 量 49 体

個 数 1

(4) 使用済燃料貯蔵ラック

容 量 25 体

個 数 1

(5) 使用済燃料収納缶 (小)

個 数 48

(6) 使用済燃料収納缶 (大)

個 数 25

(7) 共用プール冷却浄化系

a. ポンプ※

台 数 3 (うち 1 台は予備)

容 量 約 500m³/h/台

(ポンプについては、以下の工事計画認可申請書により確認している。

工事計画認可申請書 (6 資庁第 2935 号 平成 6 年 4 月 27 日認可))

b. 熱交換器※

基 数 2

交換熱量 約 3.3MW/基 (約 2.8×10^6 kcal/h/基)

(熱交換器については、以下の工事計画認可申請書により確認している。

工事計画認可申請書 (6 資庁第 2935 号 平成 6 年 4 月 27 日認可))

c. ろ過脱塩装置※

形 式 圧力プリコート形

基 数 2

容 量 約 200m³/h/基

(ろ過脱塩装置については、以下の工事計画認可申請書により確認している。

工事計画認可申請書 (6 資庁第 2935 号 平成 6 年 4 月 27 日認可))

表2. 12-1 共用プール冷却浄化系 主要配管仕様

名 称	仕 様	
スキマ・サージ・タンクから共用プール冷却浄化系ポンプまで	外径／厚さ (mm) 材質 最高使用圧力 (kg/cm ²) 最高使用温度 (°C)	267.4／9.3 SUS304TP／STS42 静水頭／14.0 66
共用プール冷却浄化系ポンプから共用プール冷却浄化系熱交換器まで	外径／厚さ (mm) 材質 最高使用圧力 (kg/cm ²) 最高使用温度 (°C)	165.2／7.1 216.3／8.2 267.4／9.3 SUS304 TP／STS42 14.0 66
共用プール冷却浄化系熱交換器から使用済燃料共用プールへ	外径／厚さ (mm) 材質 最高使用圧力 (kg/cm ²) 最高使用温度 (°C)	267.4／9.3 SUS304 TP 14.0 66
ポンプ出口配管から共用プール冷却浄化系ろ過脱塩器まで	外径／厚さ (mm) 材質 最高使用圧力 (kg/cm ²) 最高使用温度 (°C)	165.2／7.1 SUS304TP／STS42／STPT38 14.0 66
共用プール冷却浄化系ろ過脱塩器からポンプ出口配管まで	外径／厚さ (mm) 材質 最高使用圧力 (kg/cm ²) 最高使用温度 (°C)	139.8／6.6 165.2／7.1 SUS304TP 14.0 66

(主要配管については、以下の工事計画認可申請書により確認している。

工事計画認可申請書 (6 資庁第 2935 号 平成 6 年 4 月 27 日認可))

(8) 共用プール補給水系

a. 共用プール補給水貯蔵槽※

基 数 1
容 量 約 430m³
主要部材質 ステンレス鋼ライニング

b. ポンプ※

台 数 2
容 量 約 30m³/h/台

(9) 共用プール補機冷却系

a. ポンプ※

台 数 3 (うち1台は予備)

容 量 約 650m³/h/台

(ポンプについては、以下の工事計画認可申請書により確認している。

工事計画認可申請書 (6 資庁第 2935 号 平成 6 年 4 月 27 日認可))

b. 空気冷却器※

基 数 2

交換熱量 約 3.3MW/基 (約 2.9×10⁶kcal/h/基)

(空気冷却器については、以下の工事計画認可申請書により確認している。

工事計画認可申請書 (6 資庁第 2935 号 平成 6 年 4 月 27 日認可))

表 2. 1 2 - 2 共用プール補機冷却系 主要配管仕様

名 称	仕 様	
共用プール補機冷却ポンプ から共用プール冷却浄化系 熱交換器まで	外径/厚さ (mm)	216.3/8.2 267.4/9.3 318.5/10.3
	材質	STS42
	最高使用圧力 (kg/cm ²)	12.0
	最高使用温度 (°C)	70
共用プール冷却浄化系熱交 換器から共用プール補機冷 却系空気冷却器まで	外径/厚さ (mm)	114.3/6.0 165.2/7.1 267.4/9.3 318.5/10.3
	材質	STS42
	最高使用圧力 (kg/cm ²)	12.0
	最高使用温度 (°C)	70
共用プール補機冷却系空気 冷却器から共用プール補機 冷却系ポンプまで	外径/厚さ (mm)	114.3/6.0 165.2/7.1 318.5/10.3
	材質	STS42
	最高使用圧力 (kg/cm ²)	12.0
	最高使用温度 (°C)	70

(主要配管については、以下の工事計画認可申請書により確認している。

工事計画認可申請書 (6 資庁第 2935 号 平成 6 年 4 月 27 日認可))

(10) 燃料取扱装置

型 式	燃料把握機付移床式
基 数	1
定格荷重	燃料把握機 460kg 補助ホイス ト 460kg

(燃料取扱装置については、以下の工事計画届出書により確認している。
工事計画届出書 (総文発官 5 第 1218 号 平成 6 年 4 月 13 日届出))

(11) 天井クレーン

a. 共用プールエリア天井クレーン

型 式	天井走行式
基 数	1
定格荷重	主巻 125t 補巻 5t

(共用プールエリア天井クレーンについては、以下の工事計画届出書により確認している。
工事計画届出書 (総文発官 5 第 1218 号 平成 6 年 4 月 13 日届出))

b. キャスク搬出入エリア天井クレーン

型 式	天井走行式
基 数	1
定格荷重	主巻 140t 補巻 5t

(キャスク搬出入エリア天井クレーンについては、以下の工事計画届出書により確認している。
工事計画届出書 (総文発官 5 第 1218 号 平成 6 年 4 月 13 日届出))

(12) 燃料貯蔵区域換気空調系

a. 共用プールエリア送風機

台 数	2 (うち 1 台は予備)
容 量	約 93,000m ³ /h/台
形 式	遠心式
静 圧	180mmAq

(共用プールエリア送風機については、以下の工事計画認可申請書により確認している。
工事計画認可申請書 (6 資庁第 2935 号 平成 6 年 4 月 27 日認可))

b. 共用プールエリア排風機

台数	2 (うち1台は予備)
容量	約 93,000m ³ /h/台
形式	遠心式
静圧	250mmAq

(共用プールエリア排風機については、以下の工事計画認可申請書により確認している。

工事計画認可申請書 (6 資庁第 2935 号 平成 6 年 4 月 27 日認可))

(13) 温度計

形式	熱電対
計測範囲	0~100°C
個数	1

(14) エリア放射線モニタ

検出器の種類	計測範囲	取付箇所
半導体式	10 ⁻⁴ ~1mSv/h	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3F 1 チャンネル ・ 2F 1 チャンネル ・ 1F 3 チャンネル ・ B1F 1 チャンネル (合計 6 チャンネル)
	1~10 ⁴ mSv/h	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3F 1 チャンネル (合計 1 チャンネル)

(エリア放射線モニタについては、以下の工事計画届出書により確認している。

工事計画届出書 (総文発官 5 第 1218 号 平成 6 年 4 月 13 日届出))

(15) プロセス放射線モニタ

a. 運用補助共用施設排気放射線モニタ (以下「排気放射線モニタ」という)

検出器の種類	計測範囲	取付箇所
シンチレーション	10 ⁻¹ ~10 ⁶ s ⁻¹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3F 2 チャンネル

(排気放射線モニタについては、以下の工事計画届出書により確認している。工事計画届出書 (総文発官 5 第 1218 号 平成 6 年 4 月 13 日届出))

b. 共用プール補機冷却系放射線モニタ（以下「補機冷却系放射線モニタ」という）

検出器の種類	計測範囲	取付箇所
シンチレーション	$10^{-1} \sim 10^6 \text{ s}^{-1}$	・B1F 2チャンネル

（補機冷却系放射線モニタについては、以下の工事計画届出書により確認している。工事計画届出書（総文発官 5 第 1218 号 平成 6 年 4 月 13 日届出））

(16) 使用済燃料輸送容器保管エリア

保管容量（構内用輸送容器，乾式貯蔵キャスク，輸送貯蔵兼用キャスクの合計）
10 基

(17) 消防車

基 数 1※
 規格放水圧力 0.7MPa 以上
 放水性能 60m³/h 以上
 高圧放水圧力 1.0MPa 以上
 放水性能 36m³/h 以上
 燃料タンク容量，消費量 約 63ℓ（参考値），約 37ℓ/h（参考値）
 ※使用済燃料プール設備と共用

(18) ろ過水タンク等

a. ろ過水タンク

基 数 1
 容 量 約 8,000m³/基

b. 純水タンク

基 数 2
 容 量 約 2,000m³/基

(19) 共用プール建屋廃液移送系

a. 運用補助共用施設沈降分離タンク※

基 数 2
 容 量 約 100m³/基

（運用補助共用施設沈降分離タンクについては、以下の工事計画認可申請書により確認している。

工事計画認可申請書（6 資庁第 2935 号 平成 6 年 4 月 27 日認可））

b. 運用補助共用施設デカントポンプ

台 数 2 (うち1台は予備)

容 量 約 10m³/h/台

(運用補助共用施設デカントポンプについては、以下の工事計画認可申請書により確認している。)

工事計画認可申請書 (6 資庁第 2935 号 平成 6 年 4 月 27 日認可)

c. 運用補助共用施設機器ドレン廃液受タンク※

基 数 2

容 量 約 50m³/基

(運用補助共用施設機器ドレン廃液受タンクについては、以下の工事計画認可申請書により確認している。)

工事計画認可申請書 (6 資庁第 2935 号 平成 6 年 4 月 27 日認可)

d. 運用補助共用施設機器ドレン廃液移送ポンプ

台 数 2 (うち1台は予備)

容 量 約 35m³/h/台

(運用補助共用施設機器ドレン廃液移送ポンプについては、以下の工事計画認可申請書により確認している。)

工事計画認可申請書 (6 資庁第 2935 号 平成 6 年 4 月 27 日認可)

e. 運用補助共用施設高電導度ドレンサンプタンク

基 数 2

容 量 約 4m³/基

(運用補助共用施設高電導度ドレンサンプタンクについては、以下の工事計画認可申請書により確認している。)

工事計画認可申請書 (6 資庁第 2935 号 平成 6 年 4 月 27 日認可)

f. 運用補助共用施設高電導度ドレンサンプポンプ

台 数 4 (うち2台は予備)

容 量 約 10m³/h/台

(運用補助共用施設高電導度ドレンサンプポンプについては、以下の工事計画認可申請書により確認している。)

工事計画認可申請書 (6 資庁第 2935 号 平成 6 年 4 月 27 日認可)

表 2. 1 2 - 3 共用プール建屋廃液移送系 主要配管仕様

名 称	仕 様	
運用補助共用施設高電導度 ドレンサンプポンプ(A), (C) から運用補助共用施設高電 導度ドレンサンプポンプ出 口配管合流部下流まで (*)	外径/厚さ (mm) 材質 最高使用圧力 (kg/cm ²) 最高使用温度 (°C)	60.5/3.9 76.3/5.2 89.1/5.5 SUS316LTP 10.0 66
運用補助共用施設高電導度 ドレンサンプポンプ(B), (D) から運用補助共用施設高電 導度ドレンサンプポンプ (A), (C)出口配管まで (*)	外径/厚さ (mm) 材質 最高使用圧力 (kg/cm ²) 最高使用温度 (°C)	60.5/3.9 76.3/5.2 SUS304TP/SUS316LTP 10.0 66
運用補助共用施設高電導度 ドレンサンプポンプ出口配 管合流部下流から高温焼却 炉建屋地下滞留水貯留エリ アまで (鋼管)	外径/厚さ (mm) 材質 最高使用圧力 (MPa) 最高使用温度 (°C)	89.1/5.5 SUS304TP 0.98 66
(ポリエチレン管)	呼び径 材質 最高使用圧力 (MPa) 最高使用温度 (°C)	80A 相当 ポリエチレン 0.98 40
(耐圧ホース)	呼び径 材質 最高使用圧力 (MPa) 最高使用温度 (°C)	80A 相当 ポリ塩化ビニル 0.98 40
運用補助共用施設沈降分離 タンクから運用補助共用施 設デカントポンプまで (*)	外径/厚さ (mm) 材質 最高使用圧力 (kg/cm ²) 最高使用温度 (°C)	60.5/3.9 SUS304TP 静水頭/10.0 66

(*の記載が有る配管は、以下の工事計画認可申請書により確認している。

工事計画認可申請書 (6 資庁第 2935 号 平成 6 年 4 月 27 日認可)

表2. 12-3 共用プール建屋廃液移送系 主要配管仕様

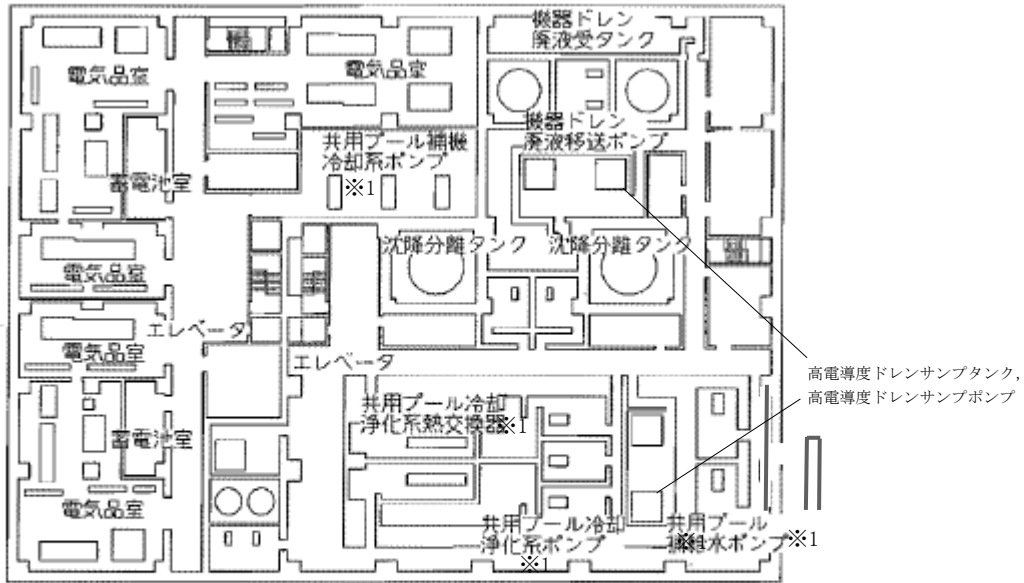
名 称	仕 様	
運用補助共用施設デカントポンプから運用補助共用施設機器ドレン廃液受タンク集合管まで (*)	外径/厚さ (mm) 材質 最高使用圧力 (kg/cm ²) 最高使用温度 (°C)	34.0/3.4 60.5/3.9 60.5/5.5 SUS304TP/STPT38 10.0 66
運用補助共用施設機器ドレン廃液受タンク集合管 (*)	外径/厚さ (mm) 材質 最高使用圧力 (kg/cm ²) 最高使用温度 (°C)	114.3/6.0 STPT38/SUS304TP 10.0 66
運用補助共用施設建屋デカントポンプ出口配管分岐点から運用補助共用施設高電導度ドレンサンプポンプ(B), (D)出口配管まで	外径/厚さ (mm) 材質 最高使用圧力 (kg/cm ²) 最高使用温度 (°C)	60.5/3.9 SUS304TP 10.0 66
運用補助共用施設機器ドレン廃液受タンクから運用補助共用施設機器ドレン廃液移送ポンプまで (*)	外径/厚さ (mm) 材質 最高使用圧力 (kg/cm ²) 最高使用温度 (°C)	114.3/6.0 SUS304TP/STPT38 静水頭/10.0 66
運用補助共用施設機器ドレン廃液移送ポンプから運用補助共用施設機器ドレン廃液移送ポンプ出口配管分岐点まで (*)	外径/厚さ (mm) 材質 最高使用圧力 (kg/cm ²) 最高使用温度 (°C)	60.5/5.5 89.1/5.5 76.3/5.2 STPT38 10.0 66
運用補助共用施設機器ドレン廃液移送ポンプ出口配管分岐点から運用補助共用施設高電導度ドレンサンプポンプ(B), (D)出口配管まで	外径/厚さ (mm) 材質 最高使用圧力 (kg/cm ²) 最高使用温度 (°C)	76.3/5.2 STPT38/SUS304TP 10.0 66

(*の記載が有る配管は、以下の工事計画認可申請書により確認している。

工事計画認可申請書 (6 資庁第 2935 号 平成 6 年 4 月 27 日認可)

2.12.3 添付資料

- 添付資料—1 系統概略図
- 添付資料—2 現在の設備状況
- 添付資料—3 有効燃料頂部+2m での線量率評価
- 添付資料—4 「共用プール冷却浄化系及び共用プール補機冷却系」1 系列運転時の共用プール水温度評価
- 添付資料—5 運用補助共用施設共用プール棟の耐震安全評価について
- 添付資料—6 共用プール冷却機能の喪失評価
- 添付資料—7 燃料集合体の落下評価
- 添付資料—8 使用済燃料共用プール設備の耐震安全性について
- 添付資料—9 使用済燃料貯蔵ラックについて
 - 添付資料—9—1 使用済燃料貯蔵ラック（49 体）について
 - 添付資料—9—2 使用済燃料貯蔵ラック（25 体）について
- 添付資料—10 使用済燃料共用プール設備に係る確認事項について
- 添付資料—11 共用プール建屋廃液移送系について

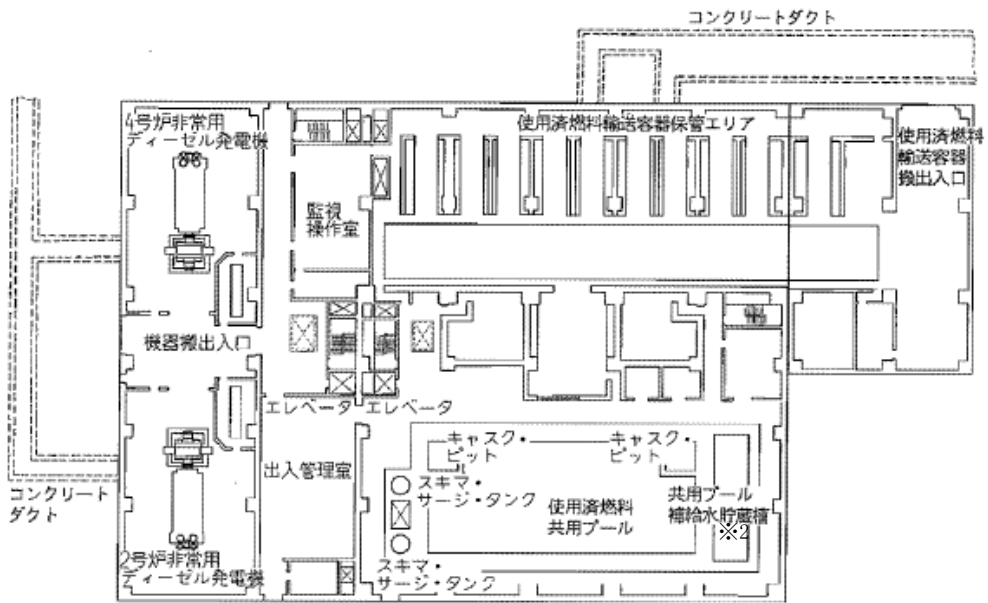


2.12では、G.L. ±0m= T.P. 8.5m^(※)とする。
 (※) 震災後の地盤沈下量(-709mm)と O.P. から T.P. への換算値(-727mm)を用いて、下式に基づき換算している。
 <換算式> T.P. =旧 O.P. -1,436mm

※1: 共用プール冷却浄化系ポンプ、共用プール補機冷却系ポンプ、共用プール補給水ポンプ、共用プール冷却浄化系熱交換器は、床面から高い位置に設置。

G.L. -7.3m

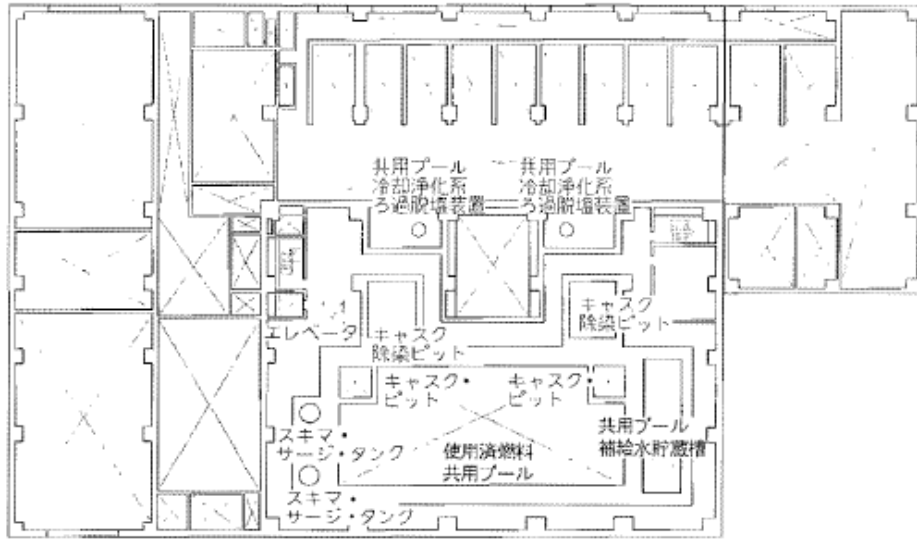
図2. 12-1 運用補助共用施設平面図 (その1)



G.L. +0.2m

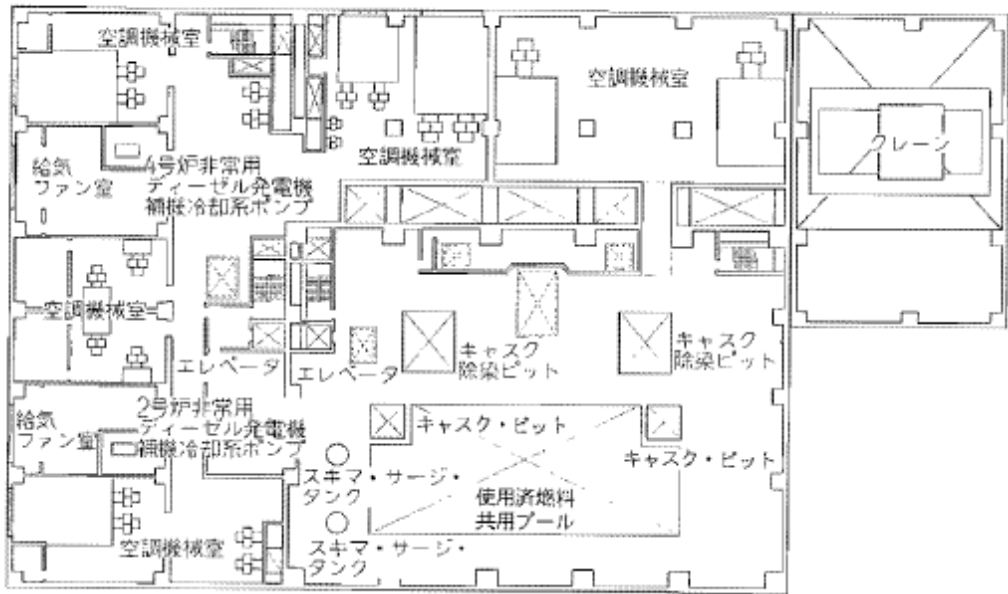
※2: 共用プール補給水貯蔵槽は、共用プール同様、鉄筋コンクリート造の設備。

図2. 12-2 運用補助共用施設平面図 (その2)



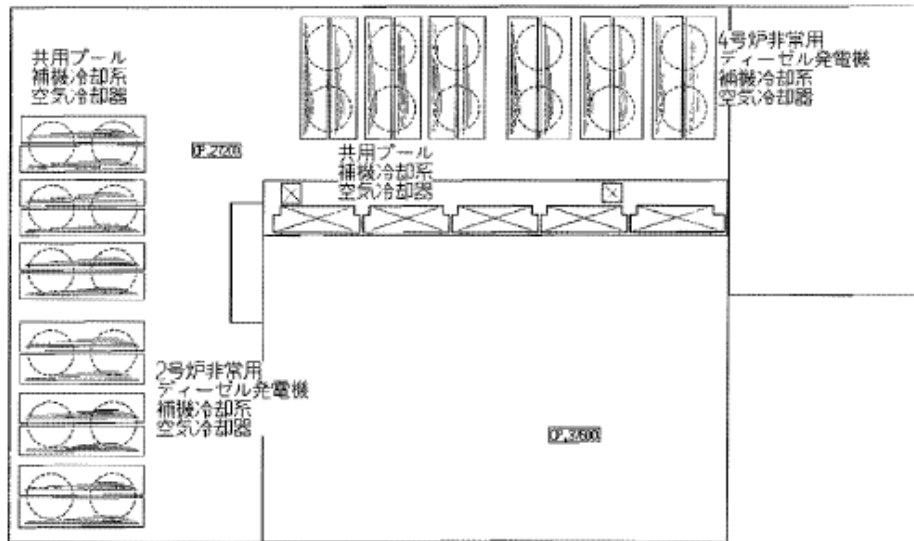
G. L. +5.7m

図 2. 1 2 - 3 運用補助共用施設平面図 (その 3)



G. L. +9.2m, G. L. +10.2m

図 2. 1 2 - 4 運用補助共用施設平面図 (その 4)



G. L. +17. 2m, G. L. +27. 6m

図 2. 1 2 - 5 運用補助共用施設平面図 (その 5)

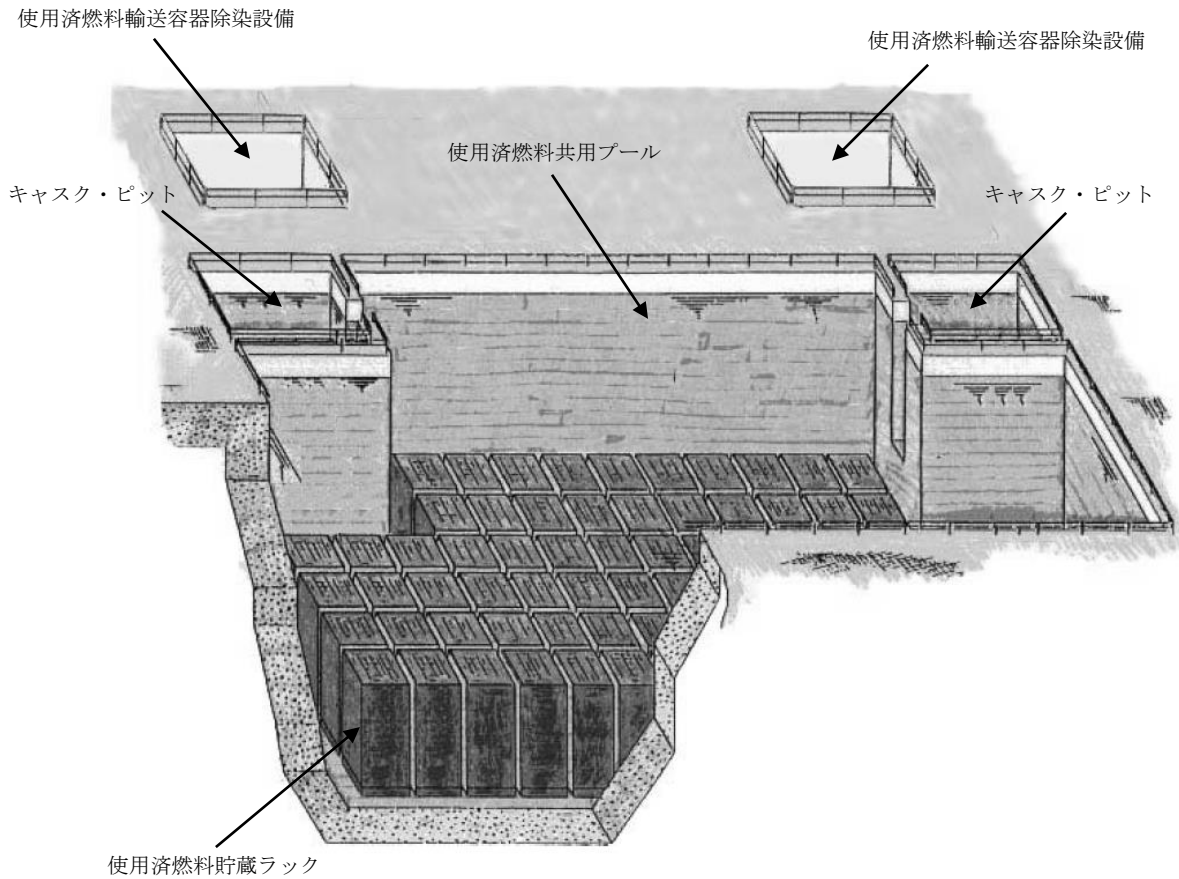


図 2. 1 2 - 6 共用プール概要図

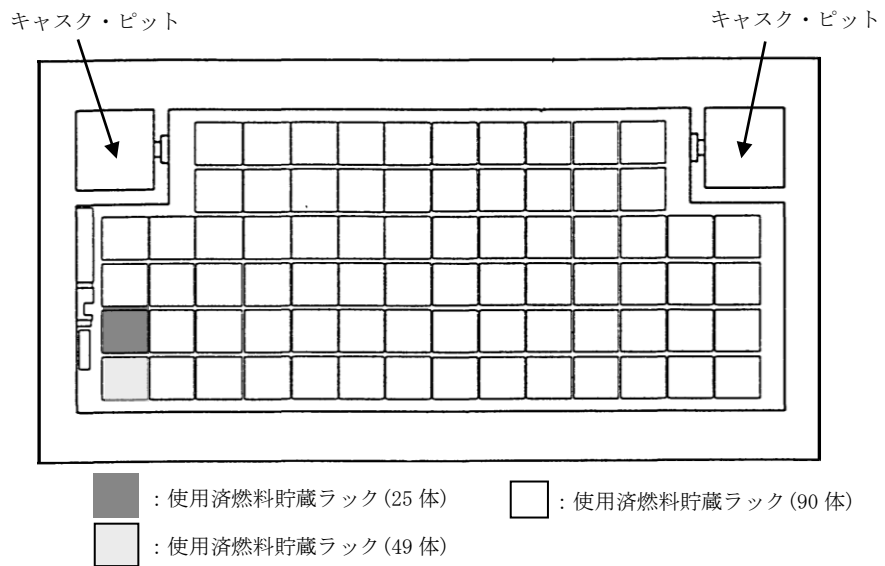


図 2. 1 2 - 7 共用プール概要図 (平面)

共用プール建屋廃液移送系について

従来、運用補助共用施設内で発生する廃液はプロセス主建屋へ移送していたが、プロセス主建屋地下階へ1～4号機のタービン建屋等の滞留水を受入れるため、建屋貫通部の止水措置が必要となったことから、2012年3月より高温焼却炉建屋へ移送先を切り替えている。

以下、運用補助共用施設内で発生する廃液を高温焼却炉建屋へ移送する共用プール建屋廃液移送系（以下、廃液移送系）に関する、2.12.1の記載事項以外の追加的な安全確保策、準拠規格、構造強度※、耐震性※、確認事項について記載する。（※は工事計画に記載が無い主要配管に限る）

なお、廃液をプロセス主建屋へ移送する系統は、以下の通り工事計画の認可申請・届出を実施している。

工事計画認可申請書（6資庁第2935号 平成6年4月27日認可）

工事計画届出書（総文発官5第1218号 平成6年4月13日届出）

1. 漏えい防止対策

(1) 漏えい発生防止

廃液移送系は、腐食による漏えいを防止するため、耐食性を有する鋼材、ステンレス鋼管、ポリエチレン管、耐圧ホースもしくは十分な肉厚を有する炭素鋼管を基本とする。廃液移送中は免震重要棟集中監視室にて高温焼却炉建屋水位を監視し、溢水による放射性物質の漏えい発生を防止する。

廃液移送系は、異常のないことを巡視点検等により容易に確認できる設備とし、漏えいを停止するための適切な処置ができるようにする。

鋼管もしくはポリエチレン管の継手部は、可能な限り溶接構造もしくは融着構造とする。耐圧ホースは継手部の無いものを使用する。

なお、ポリエチレン管と耐圧ホースの継手部は、フランジ構造にすることで外れることがないようにし、締付トルク管理およびフランジ面間の隙間管理を行うことで漏えい発生を防止する。

また、仮設ラインでの移送を行う際には、耐圧ホースを使用する。継手部はフランジ構造にすることで外れることがないようにし、締付トルク管理およびフランジ面間の隙間管理を行うことで漏えい発生を防止する。

(2) 漏えい検知・漏えい拡大防止

廃液移送系は、一部の配管を除いて建屋内に設置されており、仮に配管から漏えいが発生しても拡大防止堰及び施設外漏えい防止堰により、建屋外へ漏えいが拡大することはない。屋外の配管はすべて融着構造とし、フランジ構造となる継手部を設けず、さらに、金属トレイの中に敷設する。

また、巡視点検等で漏えいがないことを確認する。移送配管は、サポートにより地表面から離すことにより、漏えい検知を容易にする。道路横断部は巡視点検時に端部の金属トレイを開放することにより、漏えい検知が可能である。

なお、仮設ラインでの移送を行う際には、耐圧ホースを使用し、継手部に水受けをもうけることにより、漏えい水を受けられるようにした上で、巡視点検等で漏えいがないことを確認する。

2. 放射線遮へい

移送配管の表面線量率は 0.05mSv/h と評価しており、移送配管付近に線量表示を行い、作業員が不用意に近づくことを防止する。なお、放射線遮へいの必要が生じた場合には、状況に応じて適切な放射線遮へいを行う。

3. 検査可能性に対する設計上の考慮

廃液移送系は、高温焼却炉建屋に廃液を移送できることを確認するための検査が可能な設計とする。

4. 健全性に対する考慮

廃液移送系は、機器の重要度に応じた有効な保全が可能な設計とする。

5. 供用期間中に確認する項目

廃液移送系は、高温焼却炉建屋に廃液を移送できること。

6. 凍結

屋外に敷設する配管は、保温材を設置することにより凍結を防止する。

7. 紫外線

屋外に敷設するポリエチレン管は、耐紫外線性を有する保温材で覆う等の処置を講ずることで、紫外線による劣化を防止する。

8. 火災

廃液移送系は、火災発生防止及び火災影響軽減のため、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用するとともに設備周辺から可能な限り可燃物を排除する。また、初期消火の対応ができるよう、設備近傍に消火器を設置する。

9. 耐放射性

耐圧ホースの構造部材であるポリ塩化ビニルの放射線照射による影響は、 $10^5 \sim 10^6 \text{Gy}$ の集積線量において、破断時の伸びの減少等が確認されている。過去の測定において、2号機タービン建屋の滞留水表面上の線量当量率が 1Sv/h であったことから、耐圧ホースの照射線量率を 1Gy/h と仮定すると、集積線量が 10^5Gy に到達する時間は 10^5 時間（11.4年）と評価される。そのため、耐圧ホースは数年程度の使用では放射線照射の影響により大きく劣化することはないと考えられる。

ポリエチレンは、集積線量が $2 \times 10^5 \text{Gy}$ に達すると、引張強度は低下しないが、破断時の伸びが減少する傾向を示す。ポリエチレン管の照射線量率を 1Gy/h と仮定すると、 $2 \times 10^5 \text{Gy}$ に到達する時間は 2×10^5 時間（22.8年）と評価される。そのため、ポリエチレン管は数年程度の使用では放射線照射の影響を受けることはないと考えられる。

10. 準拠規格・基準類

廃液移送系の配管で使用する主要材料については、以下の規格・基準類に準拠する。

- ・ 発電用原子力設備規格 設計・建設規格（JSME S NC1-2005/2007）
- ・ 原子力発電所耐震設計技術規程（JEAC-4601(2008)）
- ・ 日本産業規格（JIS 規格）
- ・ 国際標準化機構規格（ISO 規格）
- ・ 日本水道協会規格（JWWA 規格）
- ・ 原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601）

11. 構造強度評価

11.1 構造強度評価の基本方針

廃液移送系を構成する機器は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第 6 号）」において、廃棄物処理設備に相当するクラス 3 機器に準ずるものと位置付けられる。

廃液移送系については、「JSME S NC-1 発電用原子力設備規格 設計・建設規格（JSME 規格）」（以下、「JSME 規格」という。）、日本産業規格（JIS 規格）等の国内外の民間規格に適合した工業用品の採用、またはこれらと同等の技術的妥当性を有する規格での設計・製作・検査を行う。

また、JSME 規格で規定される材料の日本産業規格（JIS 規格）年度指定は、技術的妥当性の範囲において材料調達性の観点から考慮しない場合もある。

さらに、JSME 規格に記載のない非金属材料（耐圧ホース、ポリエチレン管等）については、現場の作業環境等から採用を継続する必要があるが、これらの機器等については、日本産業規格（JIS 規格）や日本水道協会規格（JWWA 規格）、製品の試験データ等を用いて設計を行う。

11.2 配管（鋼管）の強度評価

強度評価箇所を図-1に示す。設計・建設規格に準拠し、厚さ評価を行った。評価の結果、最高使用圧力に対して十分な厚さを有することを確認した。（表-1 参照）

内面に圧力を受ける配管について、以下の計算式により計算した値及び設計・建設規格表 PPD-3411-1 に定める値のいずれか大きい方の値以上であること。

<評価方法>

内面に圧力を受ける配管について、以下の計算式により計算した値及び設計・建設規格表 PPD-3411-1 に定める値のいずれか大きい方の値以上であること。

$$t = \frac{P \cdot D_o}{2 \cdot S \cdot \eta + 0.8 \cdot P}$$

t : 管の計算上必要な厚さ[mm]

P : 最高使用圧力[MPa]

D_o : 管の外径[mm]

S : 最高使用温度における材料の許容引張応力[MPa]

η : 長手継手の効率

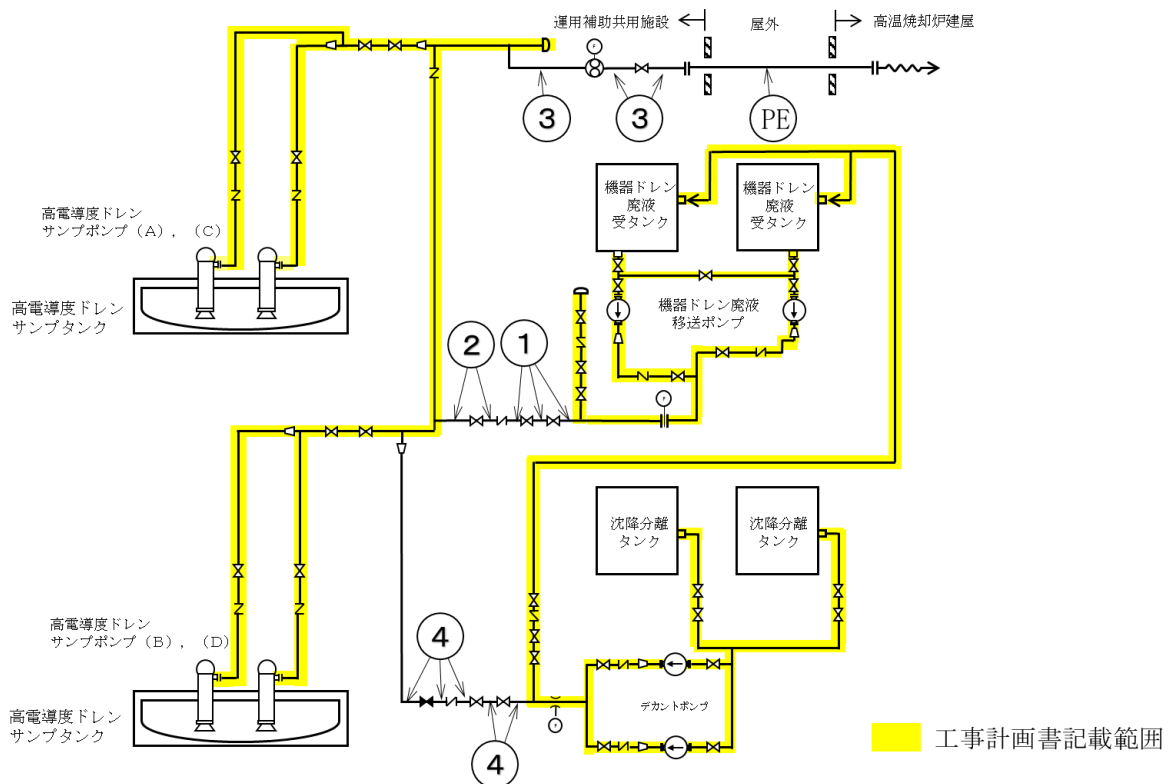


図-1 配管概略図

表-1 配管（鋼管）の厚さ評価結果

評価機器	口径	Sch.	材質	最高使用 圧力 (kg/cm ²)	最高使用 温度 (°C)	必要厚さ (mm)	設計厚さ (mm)
配管①	65A	40	STPT38	10.0	66	2.70	4.55
配管②	65A	40	SUS304TP	10.0	66	0.30	4.55
配管③	80A	40	SUS304TP	0.98MPa	66	0.35	4.81
配管④	50A	40	SUS304TP	10.0	66	0.24	3.40

11.3 配管（ポリエチレン管）の強度評価

配管（ポリエチレン管）は鋼材ではなく、一般産業品であるため、設計・建設規格の要求に適合するものではない。しかしながら、配管（ポリエチレン管）は、一般に耐食性、電気特性（耐電気腐食）、耐薬品性を有しており、鋼管と同等の信頼性を有している。また、以下により高い信頼性を確保する。

- ・日本水道協会規格及び ISO 規格に適合したポリエチレン管を採用する。
- ・継手は、可能な限り融着構造とする。

11.4 配管（耐圧ホース）の強度評価

設計・建設規格上のクラス 3 機器に対する規定を満足する材料ではないが、系統の温度、圧力を考慮して仕様を選定した上で、漏えい試験を行い、運転状態に異常がないことを確認する。従って、耐圧ホースは、必要な構造強度を有していると評価した。

12. 耐震性評価

12.1 耐震性評価の基本方針

廃液移送系を構成する機器のうち放射性物質を内包するものは、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の B クラス相当の設備と位置付けられ、耐震性を評価するにあたっては、「JEAC4601 原子力発電所耐震設計技術規程」（以下、「耐震設計技術規程」という。）等を準用する。ただし、評価手法、評価基準について実態に合わせたものを採用する場合もある。耐圧ホース、ポリエチレン管は、材料の可撓性により耐震性を確保する。

12.2 配管（鋼管）の耐震性評価

配管支持の位置を決定するにあたっては、定ピッチスパン法により適正な支持間隔を確保する。定められた間隔で支持することにより、配管系の固有周期を設定し、地震応力が過大とならないようにする。また、集中質量部、曲り部、分岐部に発生する応力及び固有周期は、直管部における値を上回らないものとする。

a. 評価条件

評価条件としては、配管軸直 2 方向拘束サポートにて支持される 3 点支持はりモデル（図-2 参照）とする。

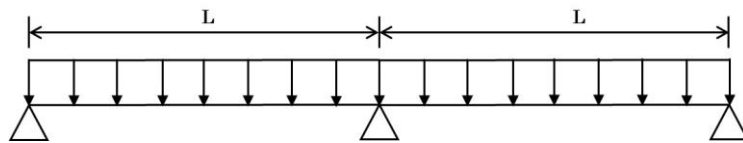


図-2 等分布荷重 3点支持はりモデル

次に、当該設備における配管（鋼管）について、各種条件を表-2 に示す。

表-2 配管（鋼管）の基準支持間隔

配管分類	主配管（鋼管）			
配管クラス	クラス 3 相当			
耐震クラス	クラス B 相当			
最高使用圧力 (kg/cm ²)	10.0	10.0	0.98MPa	10.0
最高使用温度 (°C)	66			
配管材質	STPT38	SUS304TP		
配管口径	65A	65A	80A	50A
Sch	40	40	40	40
設計震度※1	0.36			
配管支持間隔※2 (m)	2.8	2.8	3.0	2.5

※1 設計震度は、建物・建築物の振動性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。

※2 評価は保守的に 4.0m とする。

b. 評価方法

水平方向震度による配管応力を評価する。

自重による応力 S_w は、下記の式で示される。

$$S_w = \frac{M}{Z} = \frac{w \cdot L^2}{8Z} \quad (\text{b. 1})$$

- S_w : 自重による応力 [MPa]
- L : 支持間隔 [mm]
- M : 曲げモーメント [N・mm]
- Z : 断面係数 [mm³]
- w : 等分布荷重 [N/mm]

地震による応力 S_s は、自重による応力 S_w の震度倍で下記の式で示される。

$$S_s = C_H \cdot S_w \quad (\text{b. 2})$$

- S_s : 地震による応力 [MPa]
- C_H : 水平震度

また、評価基準として JEAC4601-2008 に記載の供用応力状態 C_s におけるクラス 3 配管の一次応力制限を用いると、地震評価としては下記の式で示される。

$$S = S_p + S_w + S_s = S_p + S_w + C_H \cdot S_w \leq 1.0S_y \quad (\text{b. 3})$$

- S : 内圧, 自重, 地震による発生応力 [MPa]
- S_p : 内圧による応力 [MPa]
- S_y : 設計降伏点 [MPa]

c. 評価結果

3 点支持はりモデルで各応力計算をした結果を表-3 に示す。

表-3 より、いずれの場合においても許容値に対して十分な裕度があることが確認できた。

表-3 応力評価結果

評価機器	口径	Sch	材質	最高使用圧力 (kg/cm ²)	内圧, 自重, 地震による発生応力 (MPa)	供用状態 C_s における 一次応力許容値 (MPa)
配管①	65A	40	STPT38	10.0	26	199
配管②	65A	40	SUS304TP	10.0	26	188
配管③	80A	40	SUS304TP	0.98MPa	25	188
配管④	50A	40	SUS304TP	10.0	32	188

12.3 配管（ポリエチレン管）の耐震性評価

配管（ポリエチレン管）は、可撓性を有しており、地震変位による有意な応力は発生しないと考える。

12.4 配管（耐圧ホース）の耐震性評価

配管（耐圧ホース）は、可撓性を有しており、地震変位による有意な応力は発生しないと考える。

13. その他考慮事項

瓦礫類発生量

配管取替を実施することから、約 2m³の瓦礫類が発生する見込みである。瓦礫類の表面線量率は 1mSv/h 以下であり、表面線量率に応じて定められた瓦礫類の一時保管エリア（E1, P2, W, X）もしくは固体廃棄物貯蔵庫第9棟地上1階へ搬入する。

14. 確認事項

廃液移送系の確認事項を表-4～7に示す。

表-4 確認事項（鋼管の溶接検査）

確認事項	確認項目	確認内容	判定
溶接検査	材料検査	材料が溶接規格等に適合するものであり、溶接施工法の母材の区分に適合することを確認する。	使用する材料が、溶接規格等に適合するものであり、溶接施工法の母材の区分に適合するものであること。
	開先検査	開先形状等が溶接規格等に適合するものであることを確認する。	開先形状等が溶接規格等に適合するものであること。
	溶接作業検査	あらかじめ確認された溶接施工法又は実績のある溶接施工法又は管理されたプロセスを有する溶接施工法であることを確認する。あらかじめ確認された溶接士により溶接が行われていることを確認する。	あらかじめ確認された溶接施工法および溶接士により溶接施工をしていること。
	非破壊検査	溶接部について非破壊検査を行い、その試験方法及び結果が溶接規格等に適合するものであることを確認する。	溶接部について非破壊検査を行い、その試験方法及び結果が溶接規格等に適合するものであること。
	耐圧・漏えい検査	溶接規格により定められた検査圧力で一定時間保持した後、検査圧力に耐えていること及び耐圧部分から漏えいがないことを確認する。	溶接規格により定められた検査圧力で一定時間保持した後、検査圧力に耐えていること及び耐圧部分から漏えいがないこと。
	外観検査	耐圧・漏えい検査後外観上、傷・へこみ・変形等の異常がないことを確認する。	外観上、傷・へこみ・変形等の異常がないこと。

表-5 確認事項（主要配管（ポリエチレン管））

確認事項	確認項目	確認内容	判定
構造強度 ・耐震性	材料確認	実施計画に記載した主な材料について記録を確認する。	実施計画のとおりであること。
	寸法確認	実施計画に記載した外径について記録を確認する。	実施計画のとおりであること。
	外観確認 ※1	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	据付確認	配管の据付状態について確認する。	実施計画のとおり施工・据付されていること。
	耐圧・漏えい確認	最高使用圧力以上の水圧で、一定時間保持した後、検査圧力に耐えていること及び耐圧部から漏えいがないことを確認する。※1	検査圧力に耐えていること及び耐圧部から漏えいがないこと。
機能	通水確認	通水されていることを確認する。	通水されていること。

※1 現地では実施可能な範囲とし、必要に応じて記録を確認する。

表-6 確認事項（主要配管（耐圧ホース））

確認事項	確認項目	確認内容	判定
構造強度 ・耐震性	材料確認	実施計画に記載した主な材料について記録を確認する。	実施計画のとおりであること。
	寸法確認	実施計画に記載した外径について記録を確認する。	実施計画のとおりであること。
	外観確認 ※1	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	据付確認	配管の据付状態について確認する。	実施計画のとおり施工・据付されていること。
	耐圧・漏えい確認	運転圧力による漏えい有無を確認する。※1	耐圧部から漏えいがないこと。
機能	通水確認	通水されていることを確認する。	通水されていること。

※1 現地では実施可能な範囲とし、必要に応じて記録を確認する。

表-7 確認事項（主要配管（鋼管））

確認事項	確認項目	確認内容	判定
構造強度 ・耐震性	材料確認	実施計画に記載した主な材料について記録を確認する。	実施計画のとおりであること。
	寸法確認	実施計画に記載した主要寸法について記録を確認する。	実施計画のとおりであること。
	外観確認 ※1	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	据付確認	配管の据付状態について確認する。	実施計画のとおり施工・据付されていること。
	耐圧・漏えい確認	最高使用圧力の1.5倍の水圧で、一定時間保持した後、検査圧力に耐えていること及び耐圧部から漏えいがないことを確認する。※1	検査圧力に耐えていること及び耐圧部から漏えいがないこと。
機能	通水確認	通水されていることを確認する。	通水されていること。

※1 現地では実施可能な範囲とし、必要に応じて記録を確認する。

以上